

会長及び副会長の選出について（根拠法令抜粋）

新潟市区自治協議会条例

（会長及び副会長）

第5条 区自治協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。
- 3 会長は、区自治協議会の事務を掌理し、区自治協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 区自治協議会は、会議において出席委員の3分の2以上の者の同意があるときは、会長又は副会長を解任することができる。

（会議の運営）

第9条 会長は、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

新潟市区自治協議会条例施行規則

（副会長の定数等）

第4条 区自治協議会に副会長を複数置くことができる。この場合において、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときにその職務を代理する副会長の順序は、区自治協議会が定めるものとする。